

民事訴訟におけるビデオリンク方式による尋問について

皆さんは、「ビデオリンク方式による尋問」の制度をご存じですか？

民事訴訟の手續において、証人や当事者本人に質問をして証言等を得ることを、「証人尋問」または「本人尋問」といいます。そして、証人尋問等では、ビデオリンク方式を利用することがあります。

ここでは、「ビデオリンク方式による尋問」について、簡単に説明したいと思います。

「ビデオリンク方式」とは…？



ビデオリンク方式とは、尋問を行う法廷とは別の場所にいる証人等に対して、法廷にいる訴訟関係人（裁判官、訴訟代理人弁護士など）が、テレビモニターを用いて、尋問を行う方式のことを言います。

つまり、尋問される証人等は、訴訟関係人がいる法廷には出頭せず、お互いに直接顔を合わせることなく証人尋問等を行うこととなります。

どんなときに利用されるの？

ビデオリンク方式による尋問は、証人等が裁判長や当事者が在席する場所で陳述すると、圧迫を受けて精神の平穩を著しく害されるおそれがある場合、裁判所が相当と認めるときに利用されます。

その際には、以下の①から④の事情が考慮されます（民事訴訟法204条2号）。



①事案の性質

②尋問を受ける方の年齢や心身の状態

③尋問を受ける方と当事者本人等との関係（原告が、被告（加害者）が行った犯罪の被害者であることが典型例）

④その他の事情

ビデオリンク方式による尋問を行うかどうかは裁判体の判断によりますが、同方式による尋問を行う場合には、当事者及び証人の意見を聴かなければならないとされています(民事訴訟規則123条2項)。

ビデオリンク方式を利用すると・・・？

例えば、原告が、被告(加害者)が行った犯罪の被害者である場合に、被告や傍聴人の在席する場所で、自分が受けた被害について証言することは、心理的にとても負担になると思われます。

このような場合にビデオリンク方式を利用し、被告や傍聴人がいる法廷とは別の場所で証言することによって、原告の精神的な不安や緊張感を軽減することが期待できます。

さらに、原告がテレビモニターに映る自分の姿を被告や傍聴人に見られることで精神的な不安や緊張感を感じる場合、事案の性質等により、裁判所が相当と認めるときは、被告や傍聴人から原告の状態を認識することができないようにする措置(これを「遮への措置」といいます。)を、ビデオリンク方式と併用してとることもできます(民事訴訟法203条の3)。



ビデオリンク方式による尋問のイメージ

